

第3章

南海トラフ地震防災対策推進計画

総則編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
計画編				

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市における、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関連する情報と対応、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

第2 関係機関が南海トラフ地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に關し、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割 第4 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用します。

第3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

本市は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」（南海トラフ特措法第三条）及び「南海トラフ地震津波避難対象特別強化地域」（南海トラフ特措法第十条）に指定されています。

図 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域



第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

南海トラフ地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第1 飲料水及び生活用水の確保・供給～第4 救援物資の受入れ・配分」を準用します。

また、市は、必要に応じ、県に対して市民等に対する応急救護及び被災者救護のため必要な物資等の供給の要請を行います。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請します。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成します。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めます。

第2 他機関に対する応援要請

市は災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに關し、自治体・公共機関・民間機関等と各種応援協定を締結しており、必要に応じ、各協定に基づき、応援を要請します。

第3 帰宅困難者への対応

一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、その他の帰宅困難者対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第17節 帰宅困難者対策」及び「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第5 帰宅困難者対策」を準用します。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第1 防災施設の確保

防災施設の確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第7節 第5 防災施設の確保」を準用します。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達・広報」に規定する体制を準用します。

第3 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第3節 津波災害応急対策」を準用します。

第4 避難対策等

津波避難ビルの指定等の避難対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第7節 津波に強いまちづくり」及び「第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 避難対策」を準用します。

第5 市民等の防災対応等

1 日頃からの地震への備えの再確認

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、市民等があわてて地震対策をとることがないよう、「日頃からの地震への備え」について周知し、平常時からの対策を促します。
- (2) 市は、大規模地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないよう、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等について、普及啓発に努めます。
- (3) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、国からの呼びかけに応じて、1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）、「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、日常の生活を行うことや、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知します。
- (4) 市は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知します。

2 津波からの避難対策

南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生した場合、震源から本市が離れている場合でも、本市を含む南海トラフ沿いの全域の沿岸部に対して、大津波警報や津波警報が発表されることが想定されます。このため、本計画に基づき、避難指示を発令し、市民等の避難を呼びかけます。

また、大津波警報等が津波注意報に切り替わった後の対応について、社会的混乱防止のため、必要な措置をとります。

3 土砂災害等に対する防災対応

市は、巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応において、市民等の安全確保のため、次のような事項について周知に努めます。

- (1) 土砂災害の発生の危険が高いエリアの特定は難しいことを前提に、不安がある地域住民に対しては、個々の状況に応じて、知人・親類宅への避難等、身の安全を守るなどの防災対応を検討する必要があること。
- (2) 住宅の耐震性に不安がある地域住民は、知人・親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要があること。

4 自主避難

事前避難対象地域はありませんが、大津波・津波警報解除後に南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」の発表がなされた場合には、市民等に向け自主避難所を開設することとします。開設する自主避難所は、現在「腰越小学校、七里ガ浜小学校、御成中学校、第一中学校、稻村ヶ崎小学校」とします。

また、巨大地震警戒に伴う避難時には、ライフラインや流通機能も稼働していると想定されることから、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について周知に努めます。

- (1) 市民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること。
- (2) 食料や生活用品等は、避難者が各自で準備することが基本であること。
- (3) 避難所の運営は、避難者自らが行うことが基本であること。

また、市は、後発地震の発生に備え、知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対して、巨大地震警戒対応期間の1週間を基本とした自主避難所を開設します。

第6 企業等の防災対応

1 防災対応の基本的な考え方

- (1) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、企業等は、平常時からの地震への備えを再確認するなど、警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業の継続に努めます。
- (2) 企業等は、大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合は、それを回避する措置を実施します。
- (3) 不特定多数の者が利用する施設や危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施します。

(4) 地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に企業活動が低下しても後発地震が発生した場合に、トータルとして事業継続・早期復旧できるよう普段以上の警戒の措置に努めます。

第7 消防機関等の活動

1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じます。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 上記の措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによります。

第8 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、これらの事態に伴い発生するおそれのある各種の混乱、犯罪等を防止するため、警備体制を確立します。

また、県警察の総合力を発揮して、迅速かつ的確な措置を講ずることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護に努め、治安維持に万全を期すため、正確な情報の収集・伝達・広報、社会秩序維持を重点に必要な措置を行います。

第9 水道、電気、ガス、通信、放送関係

津波からの円滑な避難を確保するため、ライフライン被害の軽減及び発災時の二次災害の発生防止に係る上下水道、電気ガス、通信機関の活動については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第8節 ライフラインの安全対策」及び「第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 ライフラインの応急復旧」を準用します。

第10 交通

1 道路

津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 交通規制・緊急輸送対策」を準用します。

2 海上

津波による危険が予想される地域から安全な海域への船舶の退避等については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第14節 警備・救助対策 第2 海上における警備・救助対策」を準用します。

3 鉄道

災害発生時の運行規制その他乗客や駅滞在者等に対する措置については、「第1編 第2

章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 交通規制・緊急輸送対策 第4 公共交通網の応急対策」及び「第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 避難対策 第5 帰宅困難者対策」を準用します。

第11 市が自ら管理を行う施設等に関する対策

1 不特定多数のものが出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりです。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検・整備
- キ 非常用発電装置、防災行政用無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

学校等にあっては、当該学校等が、市の定める津波浸水想定区域にあるときは、避難の安全に関する措置を行います。また、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合は（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置を行います。

社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を行います。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めます。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者においては、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとします。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとします。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

市が定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとします。

第12 迅速な救助

消防機関等による被災者の救助・救急活動については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第5節 第1 各主体の役割～第3 救助・救急活動」を準用します。

第4節 南海トラフ地震に関する情報と対応

第1 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして想定されている3つのケースは次のとおりです。

1 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されたケースです。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。

2 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生したケースです。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われます。

3 ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたケースです。

第2 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ地震に関する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表されます。

「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件は、次のとおりです。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編 第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

表 「南海トラフ地震に関する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合。 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）。 <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</p>

第3 南海トラフ地震臨時情報

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）

気象庁は、その後、気象庁は有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

表 南海トラフ地震について発表される情報

異常な現象に対する評価	発表される情報
①半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
②一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
③ゆっくりすべりケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
いずれにも当てはまらない現象	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

資料：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成3年（1991年）、内閣府）

図 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ

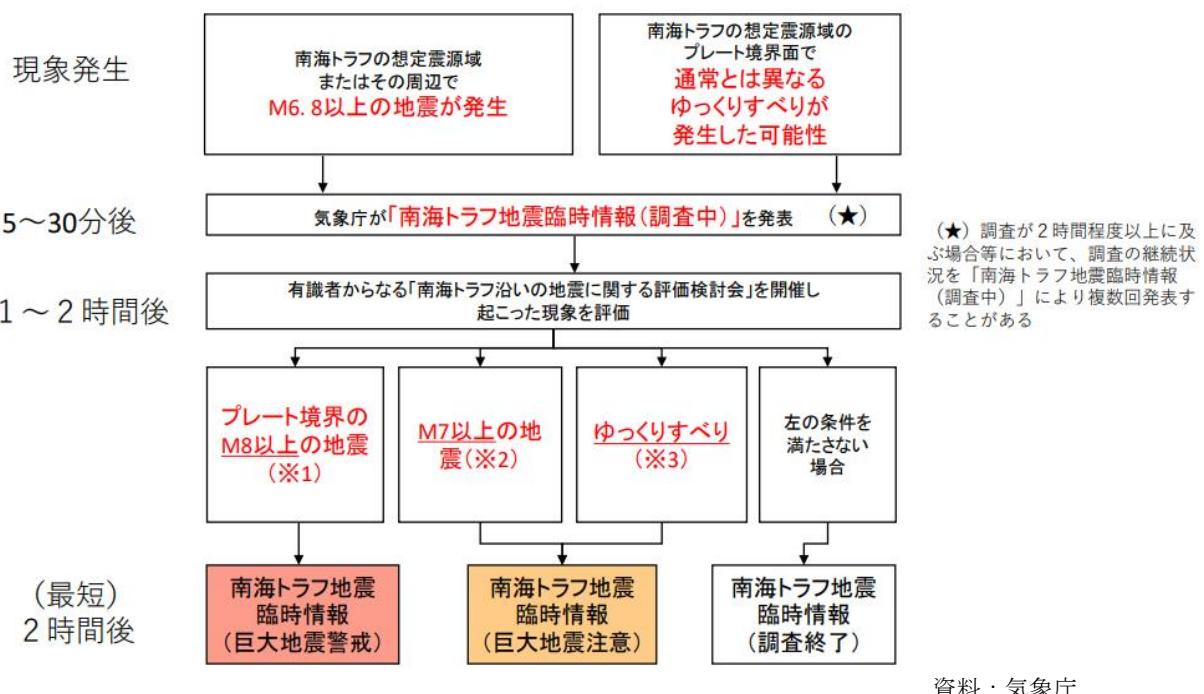


図 「巨大地震警戒対応」における情報の流れイメージ

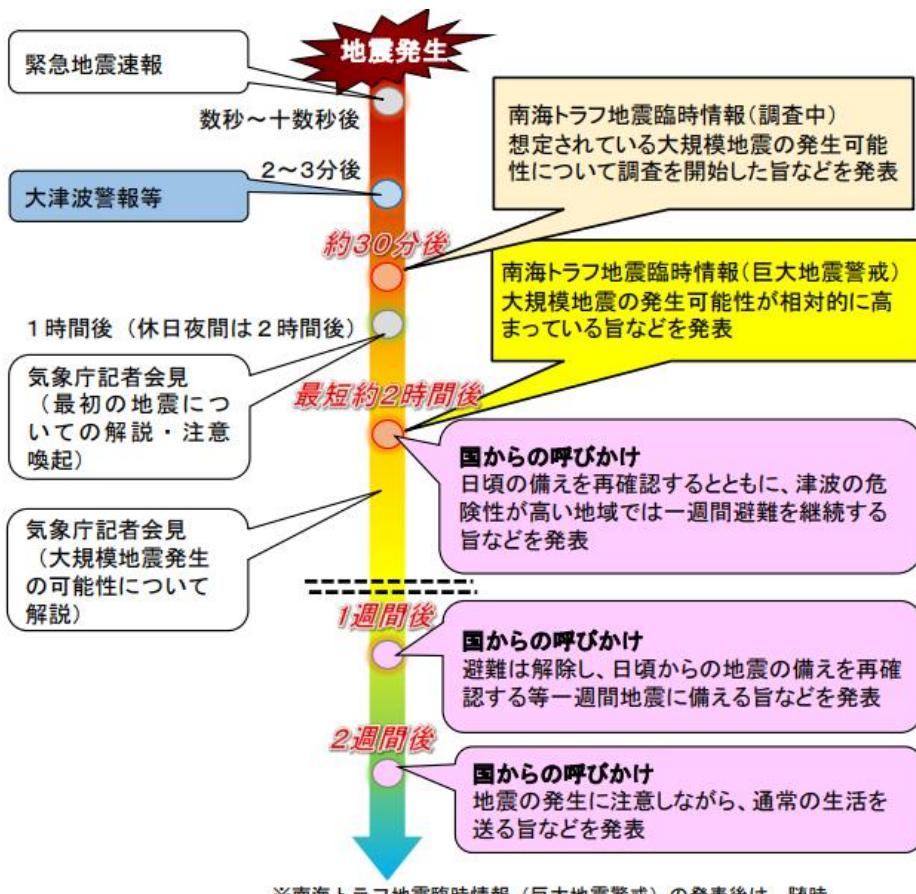


表 「南海トラフ地震臨時情報」の種類と発表条件

(情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。)

総則編	発表時間	キーワード	発表条件
第1編 地震・津波災害対策	地震発生等から5～30分程度	調査中	<p>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。</p> <p>○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生。</p> <p>○1箇所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測。</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測。</p>
第2編 風水害対策 計画編	地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合。
		巨大地震注意	<p>○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）。</p> <p>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合。</p>
		調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合。
第3編 その他の災害対策			
第4編 復旧・復興対策			

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで、マグニチュード6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第4 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

市民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行います。

1 巨大地震警戒対応（半割れケース）

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始します。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行います。

ア 平常時からの地震への備えを再確認します。

イ 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難します。

ウ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域住民は避難します。

エ 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行います。

オ 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行います。

2 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始します。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、平常時からの地震への備えの確認等の対応を行います。

1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行います。

3 臨時情報に対応した防災体制

市と県は、後発地震等の発生に備えた全般的な防災体制をとります。

市は、地域住民等に日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知します。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに市民等が正確に理解できる平明な表現を用い、

第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画
第4節 南海トラフ地震に関する情報と対応

反復継続して伝達するよう努めます。

表 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の県の対応

総則編	気象庁が発表する情報	県の配備体制
第1編 地震・津波災害対策	南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	【通常体制】 ・情報収集を行う。
	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	【災害対策本部体制（第一次）】 ・総理指示を市町村等へ伝達を行う。 ・知事メッセージを速やかに発出する。
	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	【応急体制（第一次）】 ・危機管理対策会議（執務時間外は同会幹事会）を開催し、 情報共有とともに今後の対応を検討する。 ・知事メッセージを速やかに発出する。 ・巨大地震警戒の続報として発表された場合は、災害対策 本部体制を維持する。
	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	【体制解除（通常体制）】 ・災害対応が終了している場合。
第2編 風水害対策		
第3編 その他の災害対策		
第4編 復旧・復興対策		

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化等を図るとともに、避難場所・避難経路等、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要です。

このため、地震防災上、緊急に整備すべき施設等は、おおむね次の通りです。

なお、整備すべき施設等は、自主防災組織等が検討する避難計画との整合を図り、適宜見直しを行っていきます。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 津波防護施設
- 6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- 7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- 8 通信施設の整備

第6節 防災訓練計画

総則編

第1編 地震・津波災害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

市は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震や夜間津波対応等を想定した防災訓練を実施します。

市は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めます。

また、県、関係機関、自主防災組織等と連携して、次の訓練の実施に努めます。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力し、地震防災上必要な教育及び広報を推進します。

第1 市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、南海トラフ地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行います。

防災教育の内容は次のとおりです。

表 防災教育の内容（例）

防災教育の内容（例）
(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
(3) 地震・津波に関する一般的な知識
(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し、周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発等、市民等に対する教育を実施します。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとします。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行います。

表 防災教育の内容（例）

防災教育の内容（例）	
総則編 第1編 地震・津波災害対策 第2編 風水害対策 計画編 第3編 その他の災害対策 第4編 復旧・復興対策	<ul style="list-style-type: none">(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識(3) 地震・津波に関する一般的な知識(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識(5) 正確な情報入手の方法(6) 関係機関が講ずる災害応急対策等の内容(7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識(9) 避難生活に関する知識(10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法(11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 相談窓口の設置

県及び市は、南海トラフ地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとします。

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

市は今後、津波避難ビルや避難路等の整備を実施するため、津波避難対策緊急事業計画を策定します。

津波避難対策緊急事業計画には、事業の緊急性が高く、実施が確実な事業とし、市は今後、自主防災組織等との合意形成を図りながら、対象となる事業を選定します。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計画編

総則編	
	第1編 地震・津波災害対策
計画編	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策